

北海道立高等学校専攻科修学支援金の支給要綱

(令和2年6月25日教育長決定)

(通則)

第1条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）に基づき、国庫補助金事業として北海道が行う北海道立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱に基づいて支給される専攻科支援金は、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）が北海道立高等学校専攻科（以下「道立高等学校専攻科」という。）に在学する生徒に対して、専攻科支援金を支給することにより、道立高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象)

第3条 この要綱に定める専攻科支援金の支給対象は、道立高等学校専攻科に在学する生徒で、次の各号の全てに該当する者のうち、教育委員会が認定した者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって教育委員会が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えない者
- (4) 生計維持者（当該生徒の生計を維持する者として次項に定める者をいう。）の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額（以下「算定基準額」という。）（生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額。）が以下のア又はイに該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%—調整控除の額

（市町村民税の所得割の課税所得額は、高等学校就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。また、政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じる。）

ア 生計維持者の算定基準額が100円未満である者（地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者を含む。）

イ 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者（アに該当する者を除く。）

なお、令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。

【算式】（市町村民税の所得割の課税所得額－12万円）×6％－調整控除の額

※ 令和4年7月～令和5年6月分の判定においては、平成15年1月2日～4月1日生まれの者が該当

- (5) 道立高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者
- 2 前項第4号でいう生計維持者とは、生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。
- ア 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者
- イ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- ウ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- エ イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
- 3 第1項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から支給しない。
- (1) 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

（専攻科支援金の額）

第4条 専攻科支援金の額は、1月につき、授業料の月額に相当する額（第3条第1項第4号イに該当する者については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）とする。ここでいう授業料の額は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）第5条第1項に規定する額とする。

（支給期間）

第5条 支給期間は最大24月とする。

(高等学校等就学支援金の取扱いの準用)

第6条 専攻科支援金の支給に当たっては高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条、第6条から第10条まで及び第17条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第5条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第3条、第4条及び第8条から第12条まで並びに北海道立高等学校等就学支援金の支給要領（平成26年3月31日教育長決定）第5条から第7条の2までに定める取扱いを準用する。

(家計急変支援について)

第7条 専攻科支援金における家計急変世帯への支援については、別紙により取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金を支給するために必要な事項は、学校教育局道立学校配置・制度担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月12日 教育長決定）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年5月25日 教育長決定）

第1条 この要綱は決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第2条 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、第3条第1項第4号中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年7月25日 教育長決定）

この要綱は決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和5年6月1日 教育長決定）

この要綱は決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。